

運営規程

障害者総合支援法・児童福祉法に基づく指定特定相談支援・指定障害児相談支援

(事業の目的)

第1条 合同会社 makana（以下「事業者」という。）が設置する相談支援事業所アトリエさくら（以下「事業所」という。）において実施する指定特定相談支援及び指定障害児相談支援（以下、「指定計画相談支援等」という。）事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定計画相談支援等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者又は障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 2 事業所は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 3 事業所は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。
- 4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）、「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第28号）「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第29号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定計画相談支援等を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定計画相談支援等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 相談支援事業所アトリエさくら
- (2) 所在地 青森市金沢3丁目31番地15号 クリーンハイツ101号室

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員 1名、相談支援専門員兼務)

管理者は、職員の管理、指定計画相談支援等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定計画相談支援等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援専門員 1名(常勤職員 1名、うち1名管理者兼務、非常勤職員 0名)

相談支援専門員は、地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談に関する業務及びサービス等利用計画書の作成に関する次の業務を行う。

(ア) アセスメントを実施すること。

(イ) サービス等利用計画書を作成すること。

(ウ) サービス等利用計画書を利用者等に交付すること。

(エ) モニタリングを実施すること。

(オ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(カ) 利用者等からの依頼により、利用者及び障害児が居宅での生活に移行できるよう、必要な情報及び助言その他必要な援助を行うこと。

(キ) その他必要な相談及び援助。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日、火曜日、木曜日、金曜日、土曜日とする。ただし、国民の祝日及び8月13日から15日まで、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

月曜日、火曜日、木曜日、金曜日、土曜日 9時から18時までとする。

(3) サービス提供日

月曜日、火曜日、木曜日、金曜日、土曜日とする。ただし、国民の祝日及び8月13日から15日まで、12月30日から1月3日までを除く。

(4) サービス提供時間

月曜日、火曜日、木曜日、金曜日、土曜日 10時から17時までとする。

(5) 電話番号 017-772-7018

FAX 番号 017-772-0013

(指定計画相談支援等を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において指定計画相談支援等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障がい者
- (2) 知的障がい者
- (3) 精神障がい者
- (4) 障がい児
- (5) 難病等患者

(指定計画相談支援の提供方法及び内容)

第7条 事業所で行う指定計画相談支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) サービスの提供方法等についての説明

利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障がいを有するものによる支援等適切な手法を通じ行うものとする。

- (2) アセスメント（支援する上で解決すべき課題等の把握）の実施

(ア) 適切な方法により、利用者等の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者等の希望する生活や利用者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行うものとする。

(イ) 利用者等の居宅を訪問し、利用者等及びその家族に面接して行うものとする。また、面接の趣旨を利用者等及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

- (3) サービス等利用計画案の作成

(ア) アセスメントに基づき、地域における指定障がい福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障がい福祉サービス等」という。）が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者等及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容及び量並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載するものとする。

(イ) サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、

法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、サービス等利用計画案の内容について、利用者等又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。

(ウ) サービス等利用計画案を作成した際には、サービス等利用計画案を利用者等に交付するものとする。

- (4) サービス等利用計画の作成

(ア) 支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障がい福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(イ) (ア) に規定するサービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者等又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。

(ウ) サービス等利用計画を作成した際には、サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付するものとする。

(5) モニタリング（サービス等利用計画の実施状況の把握）の実施

(ア) 利用者等及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、厚生労働省令で定める期間ごとに利用者等の居宅等を訪問し、利用者等に面接し、その結果を記録するものとする。

(イ) モニタリングの結果、必要に応じてサービス等利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。

(6) 前各号に掲げる便宜に附随する便宜

(1) から (5) に附随するその他必要な支援、相談、助言を行うものとする。

(指定障がい児相談支援の提供方法及び内容)

第8条 前条の規定は、事業所で行う指定障がい児相談支援の提供方法及び内容について、準用する。この場合において、「指定計画相談支援」とあるのは「指定障がい児相談支援」と、「サービス等利用計画」とあるのは「障がい児支援利用計画」と読み替えるものとする。

(利用者及び障がい児の保護者から受領する費用の額等)

第9条 法定代理受領を行わない指定計画相談支援又は指定障がい児相談支援を提供した際は、利用者及び障がい児の保護者から障がい者総合支援法第51条の17第2項の規定又は児童福祉法第24条の26第2項により算定された計画相談支援又は指定障がい児相談支援給付費の支払いを受けるものとする。

2 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

3 第1項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第 10 条 事業所は、利用者等が同一の月に指定障がい福祉サービスを受けたときは、当該利用者等が当該同一の月に受けた指定障がい福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。）第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 46 条の 6 第 1 項に規定する高額障がい福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障がい福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障がい福祉サービス等を提供した指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい者支援施設に通知するものとする。

2 事業所は、利用者等が同一の月に指定障がい児通所支援を受けたときは、法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 2 号に掲げる額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、児童福祉法施行令（昭和 24 年政令第 74 号。以下「令」という。）第 25 条の 2 第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 25 条の 6 第 1 項に規定する高額障がい児通所給付費算定基準額を超えるときは、指定障がい児通所支援等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障がい児通所支援等を提供した指定障がい児通所支援事業者に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域は、青森市とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第 12 条 指定相談支援等の提供により事故が発生したときは、直ちに都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 指定相談支援等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第 14 条 事業者は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業者は、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- (2) 事業者は、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業者は、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に実施する。

（業務継続計画の作成）

- 第15条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定相談支援・指定障がい児相談支援の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
 - 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（苦情解決）

- 第16条 提供した指定相談支援等に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した指定相談支援に関し、法第10条の第1項の規定により市町村が、法第11条第2項の規定により青森県知事が、また、法第51条の27第2項の規定により市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村又は青森県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は青森県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 提供した指定障がい児相談支援に関し、法第24条の34第1項の規定により市町村長が、法第57条の3の2第1項の規定により青森県知事が、また、法第57条の3の2第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村又は青森県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は青森県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 4 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第17条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第18条 事業者は、利用者に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為は行わない。また、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、必要な体制の整備を行うとともに、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）虐待防止のための委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

（2）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（3）前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者及び責任者を置く。

（ハラスメントに関する対策）

第19条 事業者は、適切な相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（その他運営に関する重要事項）

第20条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（1）採用時研修 採用後6カ月以内

（2）継続研修 年1回

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 3 事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援等を提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年7月1日事業所名変更する。

令和4年8月1日営業日及び営業時間等変更する。

令和4年9月1日営業日及び営業時間等変更する。

令和7年5月1日職員の員数を変更する。

令和7年8月1日職員の員数を変更する。

令和8年4月1日職員の員数を変更する。

令和8年6月1日事業所移転に伴い第3条変更する。